

Q1 教員免許更新制が廃止されるというニュースを見ました。私が所有する免許状の有効期限は令和5年3月31日までとなっていますが、制度が廃止されるので更新は必要ないと思っ
てよいのでしょうか？

(A) 更新制度の廃止について、一部報道では令和4年の通常国会に改正法案を提出し、改正法
施行日以降に教員免許の有効期限を迎える方は、免許更新の必要がなくなるといった情報も
出されているところではあります。しかしながら、現段階においては、「法改正がいつにな
るのか」「その施行日がいつになるのか」といった具体的なことが正式に決定しているわけ
ではありません。

したがって、更新制度廃止の法改正等、正式なことが決まるまでは、現行制度に基づき、
それぞれの事務期間内に必要な手続をしていただくこととなりますのでご注意ください（現
行制度下においては、必要な手続をしないと教員免許が失効します。）。

なお、同制度の廃止については、文部科学省より正式な通知が入り次第、所属への通知や
県教育委員会HPにより周知をする予定です。

Q2 私が所有する免許状は新免許状ですか？旧免許状ですか？

(A) 初めて教員免許状を取得した時期により、免許状の新旧区分が変わります。
平成21年3月31日以前に初めて教員免許状を取得：旧免許状所持者
平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得：新免許状所持者
※なお、旧免許状所持者の方が平成21年4月1日以降に、新たに普通免許状を取得した
場合でも、新たに取得した免許状は旧免許状となります。旧免許状所持者が新免許状所持
者になることはありません。
また、旧免許状と新免許状を同時に所持することもありません。

Q3 自分の教員免許の有効期限を確認する方法が知りたいです。

(A) 免許状区分（Q2参照）により確認方法が異なります。

【旧免許状所持者の場合】

・生年月日により最初の修了確認期限が設定されており、令和2年3月31日をもって1巡
目が終了しています。よって、休眠となっている方を除き、次の修了確認期限が明記された
証明書（更新等証明書）を所持していると思いますので、その証明書により確認をしてくだ
さい。

【新免許状所持者の場合】

・所有する全ての免許状（以前に、更新や延長等をしている場合はその証明書も含めて）を
見て、その最も遅い有効期間の満了の日が現在の有効期限となります。

なお、免許状や証明書を紛失していることにより有効期限の確認ができない場合は、「教育
職員免許状授与証明書」を取得してください。

この場合、

旧免許状所持者…所有する免許のうち、1番最初に取得した免許

新免許状所持者…所有する免許のうち、1番最後に取得した免許

の

授与証明書を取得するようにしてください。

Q4 更新証明書をなくしてしまったため、現在の有効期限がわかりません。教えてもらえます
か？

(A) 口頭で有効期限をお伝えすることはできません。よって、授与権者に授与証明書を申請
し、書面で有効期限を確認するようにしてください。

Q5 免許更新はどうすればできますか？

(A) 教員免許更新の大まかな流れは次のとおりです。

- ①更新講習を受講する大学等を決めて、申し込む
- ②計30時間分（必修領域6時間、選択必修6時間、選択領域18時間）の講習を受講し、履修認定を受ける
- ③大学等から届いた履修証明書に加え、更新申請書類を準備し、県教育委員会へ申請する
- ④県教育委員会から、次の有効期限が記載された更新証明書が届く

なお、更新講習の受講及び県教育委員会への手続ができる期間は決まっていますので、所定の期間（※）内に上記の①～③を行うことが必要です。

※修了確認期限または有効期間の満了の日の「2年2か月前から2か月前まで」

例：修了確認期限が令和5年3月31日の場合

→令和3年2月1日～令和5年1月31日が更新等手続期間となります。

（ただし、大分県の場合、このケースでの最終締切は令和5年1月25日です。）

Q6 免許の「休眠」や「回復」とは何ですか？

(A) どちらも平成21年3月31日以前に、教員免許状を初めて取得された方（＝旧免許状所持者）のみに関係するものです。

免許更新制度が開始されて以降、受講義務のある現職教員は更新をしなければ免許は失効してしまいます。しかし、受講義務のない方（学校で勤務しているけれども教員ではない方（特別支援教育支援員等）、こども園で保育士をしている方、民間企業でお勤めの方等）については、所定の修了確認期限までに更新をしなかった場合でも、その免許状は失効することはありませんが、教員免許としては有効な状態ではなくなります。この状態のことを「休眠」といいます。

一旦免許が休眠となった後に、再び教員免許を有効な状態に戻し、教員として勤務できるようにするためには、更新講習を受講した上で、県教育委員会への申請が必要となっています。免許状を休眠状態から有効な状態に戻すことを「回復」といいます。30時間の更新講習受講後に、県教育委員会へ申請するという流れ自体は通常の更新と同じですが、申請様式は異なりますので、書類を準備する際はご注意ください。

※新免許状所持者には、「休眠」及び「回復」はありません。

Q7 教員免許の更新をしたいのですが、現職教員ではありません。どのようにすれば更新講習を受講できますか？

(A) 教員免許の更新講習は現職教員の他、「教員採用内定者」、「教育委員会が作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載されている者」、「過去に教員として勤務した経験のある者」、「認定こども園、認可保育所または幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務する保育士」といった方が受講することができます。

事例の場合は、「教育委員会が作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載されている者」となることが考えられますので、大学等への更新講習受講の手続とあわせて、大分県教育委員会の臨時講師登録をしてください。

臨時講師登録は、大分県教育委員会HPからのWEB登録及び履歴書等の提出をもって完了となります。

なお、上記の認定こども園等以外で勤務する保育士の方（現勤務園での証明では受講できない場合）が臨時講師登録をする際は、【第1志望】の校種を特別支援学校、教科を幼稚部とし、履歴書等は【大分県教育庁教育人事課県立学校人事班】へ提出をしてください。

Q8 私は年度の途中から臨時講師（非常勤講師）となりました。免許更新は受けなくてもよいでしょうか？

- (A) 年度途中からの採用であっても、教育職員であれば受講義務者となりますので、更新等手続が必要です。また任用期間によっては、更新しなければ免許が失効する可能性があります。
- ※新たに教員となった日から、修了確認期限または有効期間の満了の日まで2年2か月未満の場合は、受講期間を確保するため、修了確認期限（または有効期間の満了の日）を延期（延長）することができます（ただし申請が必要です。）。

Q9 定年退職後に再任用教員として勤務してきましたが、令和3年度末（令和4年3月31日）に修了確認期限が到来することから、今年度末をもって教職から離れようと思っています。そのため、免許の更新をするつもりはありません。令和4年4月1日以降、また教職に就くことになった際に教員免許状更新講習を受講して有効な免許状にしようと思っていますが、それでよいですか？

- (A) 期間を定めて任用されている場合、その任用期限と免許の修了確認期限が同日であれば、教員免許状は失効します。旧免許状所持者の免許が失効となれば、その免許は返納をいただかなければなりませんので、該当される方は十分ご注意ください。

Q10 大学で30時間の更新講習が終わり、履修（修了）証明書が届きました。この受講をもって更新が終わったということでよいでしょうか？

- (A) 受講修了のあと、免許管理者（大分県教育委員会）への確認申請が必要です。また、その申請も定められた手続期間内（修了確認期限または有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前まで）に終わらせなければなりません。所定の手続期間内に確認申請がされなければ、たとえ受講が終わっていたとしても免許は失効しますのでご注意ください。

Q11 新たな免許状の取得をもって修了確認期限または有効期間の満了の日を延ばすことを考えているため、更新講習を受けていません。新たな免許取得をもってその期限が延びると思ってよいですか？

- (A) 旧免許状所持者が新免許状所持者かにより、その取扱いが異なります。

【旧免許状所持者】

- ・新たな免許取得による延期の申請が必要
- ※この場合、免許の取得と延期の手続が同時にはできません。よって、免許取得による延期を考えている場合は、免許取得から延期申請のスケジュールをご確認ください。
- (例) 令和4年3月31日期限の方が特別支援学校教諭2種免許状を取得し延期する場合の最終スケジュール
- ①令和3年12月24日（金）までに免許取得（授与）申請。
※令和4年12月31日付けの免許取得（授与）、翌月中旬頃に免許を発送予定。
 - ②令和4年1月25日（火）までに修了確認期限延期の申請。

【新免許状所持者】

- ・有効期間の満了の日が自動更新（所有する全ての教員免許状のうち、最も遅い日に統一）されるため手続不要

Q12 私は現在、主幹教諭として勤務しています。更新講習の受講免除となりますか？

- (A) 更新講習の受講が免除される職にあれば、受講は免除されますが、免除申請が必要です。その職にあることをもって自動的に延びることはありません。（Q11と違い、新免許状、旧免許状による違いはありません。）
- また、手続期間内に免除対象となる職に就いていなければ、これによる免除は受けられませんのでご注意ください。

Q13 私は教諭として採用されましたが、現在育児休業中です。ちょうど免許更新の時期となっていますが、免許の更新は必要でしょうか？

(A) 育児休業中であっても「教諭」は受講義務者であるため、更新や延期の手続を所定の期限までにすることが必要です。もしこの手続期限までに何も手続をしなかった場合は、免許は失効してしまうため、失職につながります。

受講義務者が育児休業等をしている場合、現在の修了確認期限または有効期間の満了の日を延期または延長することができます。この延期（延長）手続をする場合も、更新等手続期間内、かつ、その事由が継続している間に延期（延長）申請をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

Q14 もともと小学校教諭 2 種免許状を所有していましたが、最近、小学校教諭 1 種免許状を取得しました。2 種免許から 1 種免許に切替えています。更新手続きの際に提出するのは 1 種免許状の写しのみでよいでしょうか？

(A) 当該校種（教科）の上位免許を取得したからといって、これまで所有していた免許が無くなるわけではありません。よって、更新等手続においては、下位免許を含めて、所有する全ての免許状が確認できる書類（免許状の写等）を提出してください。